

第4回福山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
議事次第

日時：2020年（令和2年）3月31日 17:30～
場所：福山市役所 6階 60会議室

1 開 会

2 報告事項

（1）国，県の動向について

（2）本市の対応について

3 協議事項

（1）福山市立学校の再開について

（2）その他

4 閉 会

第4回福山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次表

日 時 2020年(令和2年)3月31日17:30～
場 所 福山市役所6階 60会議室

	(中島副市長) ○	(市本部長) ○	(杉野副市長) ○
保健福祉局長 ○			○ 教育長
保健所長 ○			○ 教育次長
総務局長 ○			○ 市長公室長
総務部参与 (危機管理(安心・安全)担当) ○			○ 建設局長
市民局長 ○			○ 建設局参事
企画財政局長 ○			○ 上下水道局経営管理部長
経済環境局長 ○			○ 市民病院管理部長
			○ 消防局長

2 報告事項

(1) 国, 県の動向について

■新型コロナウイルス感染症（国内事例）の状況（累積）（無症状病原体保有者を除く）

2020年（令和2年）3月30日12時現在

No	都道府県名	患者数（人）	現在は入院等（人）	退院者（人）	死亡者（人）
1	東京都	436	395	36	5
2	大阪府	209	159	48	2
3	北海道	176	48	121	7
4	愛知県	167	106	42	19
5	千葉県	160	140	19	1
6	兵庫県	132	104	18	10
7	神奈川県	107	82	20	5
8	埼玉県	83	65	15	3
9	京都府	46	33	13	0
10	新潟県	31	24	7	0
11	大分県	28	27	1	0
12	福岡県	22	20	2	0
13	岐阜県	21	20	1	0
14	群馬県	18	17	0	1
15	和歌山県	17	3	13	1
16	茨城県	16	16	0	0
17	高知県	14	2	12	0
18	福井県	13	13	0	0
19	栃木県	12	10	2	0
20	奈良県	11	3	8	0
21	熊本県	10	7	3	0
22	石川県	9	4	5	0
23	三重県	9	7	2	0
24	沖縄県	8	6	2	0
25	長野県	8	5	3	0
26	青森県	7	7	0	0
27	広島県	6	5	1	0
28	山口県	6	4	2	0
29	滋賀県	6	5	1	0
30	山梨県	4	2	2	0
31	秋田県	4	2	2	0
32	静岡県	4	2	2	0
33	愛媛県	4	2	2	0
34	宮崎県	3	2	1	0
35	岡山県	3	3	0	0
36	宮城県	2	1	1	0
37	福島県	2	2	0	0
38	長崎県	2	2	0	0
39	徳島県	1	0	1	0
40	香川県	1	1	0	0
41	佐賀県	1	1	0	0
42	鹿児島県	1	1	0	0
	総計	1,820	1,358	408	54

■ 国の対応状況

- 1月28日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令公布（2/1施行）
- 1月30日 対策本部設置
- 1月30日 第1回対策本部会議（～3/28 第24回）
- 2月13日 緊急対応策取りまとめ
- 2月16日 第1回専門家会議（～3/26 第9回）
- 2月17日 「相談・受診の目安」公表
- 2月20日 「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」公表
- 2月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
- 2月26日 全国的なイベント等の中止等の対応要請
- 2月27日 小中学校・高等学校等の一斉臨時休業要請
- 3月10日 緊急対応策（第2弾）取りまとめ
- 3月10日 全国的なイベント等の中止等の対応継続要請（10日間程度）
- 3月14日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律施行（特措法の規定を新型コロナウイルス感染症に適用）
- 3月18日 「生活不安に対応するための緊急措置」決定
- 3月19日 専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
- 3月24日 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン
新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン
- 3月26日 特措法に基づく政府対策本部の設置
- 3月28日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
- 3月31日 49か国・地域について、感染症危険情報レベルをレベル3へ引き上げ

■ 県の対応状況

- 1月29日 特別警戒本部設置
- 1月29日 第1回特別警戒本部員会議（～3/30 第7回）
- 1月29日 県民向け相談窓口設置
- 1月30日 特別警戒本部を「非常体制」に移行
- 2月26日 県主催イベント等の取扱いを決定
- 2月28日 県立小中学校・高等学校等の一斉臨時休業を決定
- 3月4日 広島県新型コロナウイルス感染症対策行動計画（骨子案）を作成
- 3月6日 県内（広島市）で1例目の感染を確認
- 3月16日 広島県新型コロナウイルス感染症対策実施要領策定
- 3月20日 県内（尾道市）で2例目の感染を確認
- 3月21日 県内（尾道市）で3例目の感染を確認
- 3月25日 新型コロナウイルス感染症専門家委員会
- 3月26日 県内（広島市）で4例目の感染を確認
- 3月26日 特措法に基づく県対策本部の設置
- 3月29日 県内（広島市）で5・6例目の感染を確認

(2) 本市の対応について

2020年(令和2年)3月31日現在

1 実施体制等

1月29日	福山市警戒本部設置(本部長:保健所長)
1月30日	第1回警戒会議(以降、毎週局長級会議で情報共有)
2月24日	福山市新型コロナウイルス感染症特別警戒本部設置(本部長:杉野副市長)
2月24日	第1回特別警戒本部会議
2月27日	第2回特別警戒本部会議
2月28日	第3回特別警戒本部会議
3月5日	第4回特別警戒本部会議
3月7日	福山市新型コロナウイルス感染症対策本部設置(本部長:枝廣市長)
3月7日	第1回対策本部会議
3月14日	第2回対策本部会議
3月26日	第3回対策本部会議

2 市民及び関係機関等への情報提供

ア 国・県と連携して広範な情報収集を行うとともに、市民及び医療分野を始めすべての関係者に対し迅速に的確な情報提供を行い、冷静な対応を求める。

イ 手洗いやうがい、マスク着用を含めた咳エチケットの徹底など、自らができる感染症対策の励行を呼び掛ける。

- ・ 市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」掲載(1月17日～)
- ・ 各部署から市民及び関係機関等へ適宜情報提供
 - ※ 保育所、学校(幼・小・中・高・大)、社会福祉施設等、市内事業所、外国人支援団体ほか
 - ※ 必要な情報が対象者へ正確に伝わるよう配慮(障がいがある方、外国人など)

3 相談・受診等

(1) 相談窓口

1月29日	相談窓口の設置
2月12日	相談窓口の機能強化(24時間体制(夜間休日はコールセンター対応))
3月9日	相談窓口の機能強化(回線増設, 多職種対応) (3/7第1回対策本部会議決定)

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口(24時間対応)
084-928-1350

(2) 相談・検査の状況

- ・ 相談件数(1月29日～3月30日) 2,749件
- ・ 検査件数(1月30日～3月30日) 112件(陽性0件)

(3) 相談・受診の目安(2月17日厚生労働省通知)

- 次の**いずれか**に該当する方は、相談窓口にご相談していただく。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- 次のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には相談窓口にご相談していただく。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ※ 妊婦の方についても、念のため重症化しやすい方と同様に、早めに相談していただく。

(4) 相談～受診等の流れ

- ① 相談内容について詳細な聞き取りを行い、必要に応じて医療機関への受診調整を行う。
- ② 感染が疑われる場合は、感染症指定医療機関に受診誘導する。
 - ※ 自力で受診できない場合は、市が移送する。
- ③ 検査の結果、感染が確定した場合は、感染症法による入院となる。
 - ※ 保健所は積極的疫学調査を行い、接触者の健康観察を行う。

4 感染拡大防止に向けた対策

国内における感染拡大の状況を踏まえ、**当面（県内発生早期（市内未発生期））**の感染防止策を以下のとおり講じました。市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

(1) ア 市主催イベントの対応について（3月7日改正）（3/7第1回対策本部会議決定）

区分		講演会、シンポジウム、研修会、各種イベント				
		市外から参加があるもの	広く市民を対象とするもの		特定地域の市民を対象とするもの	
			屋内	屋外	屋内	屋外
県内発生	本市（隣接市町を含む）未発生かつ県内でまん延していない場合	原則、延期又は中止		対象者が特定でき、万全な感染防止対策が講じられる場合には実施可		
	本市（隣接市町を含む）で発生した場合または県内でまん延している場合					

※「原則、延期又は中止」の区分であっても、実施時期の変更ができない場合には、個別に可否を整理する。（卒業式、入学式、資格試験等）

【感染防止対策の具体】

<p>○保健衛生上の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用などの咳エチケット、手洗いなど ・会場へのアルコール消毒液等の設置 ・体調不良者の参加自粛のお願い ・会場の換気 ・終了後の消毒 	<p>○イベント運営上の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催規模の制限（参加人数） ・開催場所の見直し（屋内・外、換気の状態） ・開催時間の対策（同一空間での滞在期間） ・プログラム内容の見直し（距離や接触）
---	---

イ 市民の皆さまへ（イベント等について）

○ 公の施設の使用料の返還について

「市主催イベントの対応について」を受け、イベント等を中止した場合の公の施設の使用料を全額返還
 ※ 2月24日から当面3月31日までの公の施設の使用について適用（3/5第4回特別警戒本部会議決定）

上記適用期間を延長（当分の間）

○ お花見の宴会の自粛について（3/5第4回特別警戒本部会議決定）

福山城公園など、市内各所の桜の名所においては、お花見時期は混雑が予想されることから、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飲食を伴う宴会等を控えていただくようお願いする。散策しながらお花見を楽しむ場合でも、咳エチケットの徹底等、感染拡大防止に協力をお願いする。

(2) 学校の対応について

ア 卒業式・卒園式の対応（2/27第2回特別警戒本部会議を経て市教委決定）

- ・ 感染拡大防止措置を講じ実施する。
- ・ 参加者制限（原則、卒業生・保護者・教職員のみ）、対人スペース確保、時間短縮等を行う。

イ 一斉臨時休業への対応（3月2日から春休みまで）（特別警戒本部・市教委決定）

- ・ 国の要請を受け、市内全ての小中学校、義務教育学校、福山市立中・高等学校を臨時休業する。
- ・ 仕事などで対応が困難な家庭の子どもは、学校で受入れを行う。
- ・ 放課後児童クラブ、保育所、幼稚園、放課後等デイサービスは通常利用とする。
- ・ 企業、事業所等へ、従業員の休暇取得等について格段の配慮を要請する。

(3) 公共施設の利用制限等

当面3月2日から3月15日までの取扱い（2/28第3回特別警戒本部会議決定）

- ・ 休館：老人福祉センター（5施設）、ふれあいプラザ（32施設）（重症化が懸念される高齢者の感染防止）
- ・ 利用制限：図書館（7施設）（予約貸出、返却のみとし滞在時間を制限）

当面3月9日から3月15日までの取扱い（3/7第1回対策本部会議決定）

- ・ 休館：ふれ愛ランド（濃厚接触リスクが高い場所における感染防止対策）
- ・ 利用制限：スポーツ施設（4施設）（トレーニングルームの利用中止）

上記施設の休館又は利用制限の期間を、当面3月31日まで延長（この期間中にオープンする「エフピコアリーナふくやま」についても、3月31日まで利用制限（トレーニングルームの利用中止））

上記施設（※）の休館又は利用制限の期間を、更に延長（当分の間）（3/26第3回対策本部会議決定）

※ただし、スポーツ施設（4施設）のうち福山体育館は、3月31日をもって閉館

(4) ネウボラ相談窓口「あのね」の対応（3月2日以降）（2/28第3回特別警戒本部会議決定）

通常の窓口対応に加え、継続相談や妊娠後期の相談の際に来所せず相談できるよう、対象者へ電話相談又は訪問相談を実施する。

(5) 社会福祉施設等への対応

○国通知に基づき、感染防止対策の徹底のための必要な情報提供及び助言指導を適宜実施。

- ・ 利用者の体調管理及び健康状態把握の徹底、体調不良者の利用制限、医療等へのつなぎ
- ・ 従事職員の体調管理及び健康状態把握の徹底、体調不良者の従事制限
- ・ 面会の制限／業者を含む全ての関係者の健康状態把握及び体調不良者の入館等の制限
- ・ 人員基準等について、必要に応じ柔軟な取扱い

(6) その他

- ・ 市民税等の申告期限を4月16日まで延長（当初3月16日まで）（2/28第3回特別警戒本部会議決定）
- ・ 市の業務での会議・研修・出張等について、必要性を再検討
- ・ 感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等（3/5第4回特別警戒本部会議報告）

5 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（福山市）」（3/14第2回対策本部会議決定）

標記の緊急対応策について、次の5項目に分類の上取りまとめました。

- ・ 感染拡大防止策と医療提供体制の整備
- ・ 学校の臨時休業に伴う対応
- ・ 事業活動の縮小等に対する支援（事業者向け）
- ・ 収入減少に対する支援（個人向け）
- ・ 行政手続等に関する特別な措置

3 協議事項

(1) 福山市立学校の再開について

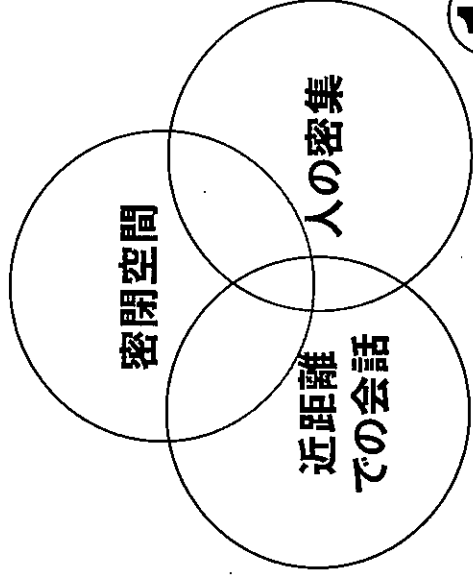
福山市立小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校において、感染症対策に万全を期し、4月6日(月)から教育活動を再開する。

- 令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知における「新型コロナウイルスに対応した学校再開ガイドライン」、同月26日付け広島県教育員会教育長通知「令和2年度における教育活動の再開等について」及び同月30日付け広島県教育委員会事務連絡「第7回広島県特別警戒本部員会議を踏まえた教育活動の再開等について」を踏まえ、全ての福山市立学校において、教育活動を再開する。
- 再開に当たっては、3つの条件（換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを避けるため、教室等の換気を徹底し、原則マスクを着用する。
- 保護者の協力を得て、登校前に毎朝の検温、体調不良の有無、同居家族等の体調不良の有無を「健康観察カード」に記録し、学校で確認する。
- 入学（入園）式及び始業式については、卒業（卒園）式と同様に、感染防止のための措置を講じ、必要最小限の人数にして開催する。
- 部活動については、3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫し、実施する。
- 一斉臨時休業に伴う未実施の学習については、新年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施したり、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じる。
- 給食を4月6日(月)から実施する。実施に当たっては、
 - ・食るときは机を向かい合わせにしない。会話を控える。
 - ・食前の手洗いとその確認を行う。

なお、児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合又は感染者と判明した場合は、児童生徒等の「出席停止」、学校の臨時休業等について、適切に判断し、感染拡大防止措置をとる。

4月6日(月) 福山市立学校再開

3つの条件を避ける！



学校 →

← 家庭

① 教室の換気

② 原則マスク着用

① 登校前の健康観察

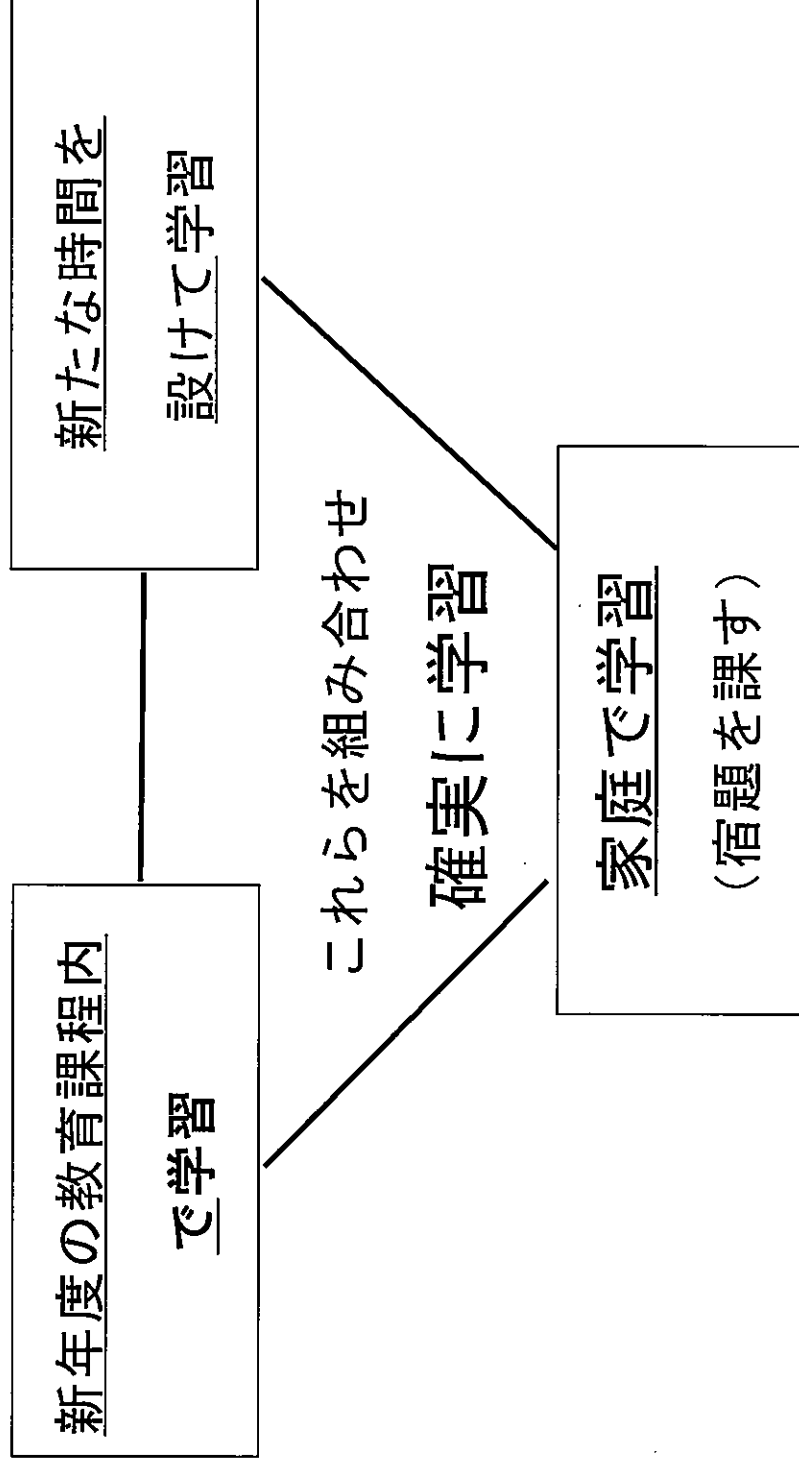
・検温

・体調不良の確認



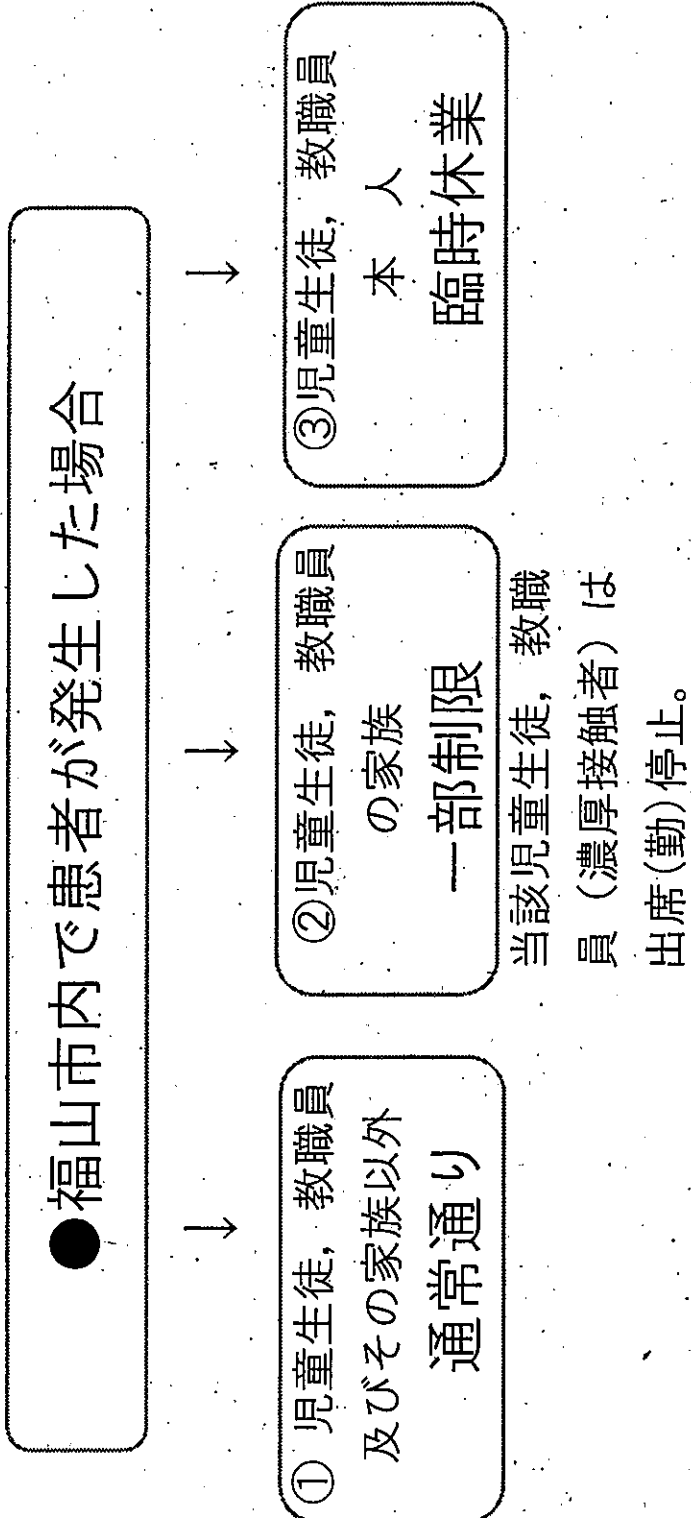
② 健康観察カード記入

一 斉臨時休業に伴う未実施の授業への対応



児童生徒，保護者及び教職員等の状況を勘案し実施

児童生徒等に感染者が発生した場合等の臨時休業等



1 学校再開までの対応について

(1) 感染症対策を行う体制の整備

感染源を絶つための健康観察、集団感染リスクに対応した教室環境の整備など、学校における感染症対策を徹底するための準備を行う。

(2) 保健管理体制の整備

- ・学校保健委員会などを活用し、学校医や学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備する。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒については、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をする。

(3) 緊急連絡体制の整備

感染者等への対応のため学校が再度臨時休業になった場合に、保護者と確実に連絡が取れるよう、保護者の緊急連絡先、学校から情報を送信できるメールアドレス（携帯、PC）等の提供やメール配信の登録について、学校再開後ただちに保護者へ依頼できるよう準備しておく。

2 学校における感染症対策について

(1) 感染源を絶つこと

- ・37.5度以上の発熱等の風邪の症状（咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）がみられる児童生徒については、自宅で休養させることを徹底する。その場合の児童生徒の出欠の扱いについては、「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。
- ・児童生徒は、保護者の協力を得て、登校前に毎朝の検温、体調不良の有無、同居家族等の体調不良の有無を「健康観察カード」に記録し、学校で確認する。登校前に確認できなかった児童生徒については、保健室等での検温及び体調不良等の確認をする。
- ・「健康観察カード」は、児童生徒が新学期最初に登校した日に持ち帰らせ、翌日から持参させる。
- ・各授業の開始前に、児童生徒の体調不良の有無を確認する声かけを行うなど、健康観察を徹底する。
- ・感染症の発生動向を早期に把握するため、「学校等欠席者・感染症情報システム」に確実に入力する。

(2) 感染経路を絶つこと

- ・児童生徒は、原則マスクを着用する（手作りでもよい。色・柄は問わない）。
- ・マスクを着けていない児童生徒へは、学校が備蓄しているものを配付する。
※備蓄が無くなった学校へ不足分を配付できるよう、技術員（給食業務・学校技術業務）がマスクを作製中。
- ・手洗いや咳エチケットを徹底するとともに、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、次亜塩素酸ナトリウム等を使用して（消毒液がない場合は水拭きで）、丁寧に清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

(3) 集団感染のリスクへ対応すること

- ・3つの留意事項（①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避する。
- ・教室では、授業中に2方向の窓を同時に開け常時換気を図り、1時間に1回はすべての窓を開けて完全換気を行う。
- ・給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、マスクを着用し衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したかを毎日点検する。
- ・給食等の会食に当たっては、机を向かい合わせにしないでスクール形式にする、会食の時間帯をずらす、会話を控えさせるなどの工夫をする。
- ・学年集会や朝礼等において、限られた空間に多くの児童生徒や教職員が入って実施する教育活動等を避けるため、教室ごとに児童生徒を分散させ、放送等を活用するなどの工夫をする。
- ・保健体育における実技指導や音楽における歌唱指導、各教科におけるグループワーク等の感染の可能性が高い学習活動は、実施時期を変更するなどの工夫をする。

3 入学式・始業式等の学校行事の実施について

(1) 入学式の対応について

- ・2月27日付け福教学び第11号の14で通知した卒業・卒園式の対応と同様とする。ただし、事前告知については、可能な範囲で対応する。
- ・式終了後は、保護者に体育館やグラウンド等で待機するよう依頼するなど、多くの人が廊下や教室に密集する状況を作らないよう、学校の状況に応じて工夫する。

(2) 始業式の対応について

- ・感染拡大防止の措置については、入学式と同様とする。
- ・開催方式についても入学式と同様とするが、体育館での実施が参加者間のスペースを確保できない場合には、会場を各教室に分散するなど、学校の状況に応じた対応を行う。

(3) 学校行事の対応について

5月の大型連休が終わるまでに予定している宿泊を伴う行事等（オリエンテーション合宿、修学旅行、部活動の合宿等）については、延期又は中止とする。

4 学習指導に関することについて

(1) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

2019年度の一斉臨時休業中に生徒等に課した家庭学習の状況等を把握したうえで、各種計画と照らし合わせるとともに、新年度の担当の教員に引き継ぎ、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施したり、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じたりする。

(2) 補充のための授業等を行う場合の留意点

補充のための授業等を行う場合は、生徒等、保護者及び教職員等の状況等を勘案し実施する。

5 部活動について

- ・感染拡大防止のため、生徒だけに任せるのではなく、教職員や部活動指導員が部活動の実施状況を把握し、2(3)の3つの留意事項が同時に重ならないよう指導する。
- ・部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導する。
- ・生徒に発熱等の体調不良が見られるときは、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう徹底する。
- ・練習試合等複数の学校が交流する活動は、感染拡大のリスクが高いため、5月の大型連休が終わるまでは自粛する。なお、各種大会の参加も含めて、部活を担当する教師のみで決定するのではなく、学校として責任をもって参加や実施の必要性を判断すること。
- ・土日の活動は規模を縮小する。

6 教職員について

- ・出勤前に必ず検温し、発熱等の風邪症状の確認を徹底するとともに、37.5度以上の発熱等の風邪の症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、特別休暇等を取得させること。
- ・手洗い、咳エチケットを励行するとともに、原則マスクをつけて勤務すること。
- ・感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、感染防止対策を行うこと。

7 児童生徒等に感染者が発生した場合の学校の臨時休業等の判断について

(1) 出席停止等について

児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該児童生徒を「出席停止」とする。この場合の出席停止の期間の基準は、「感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間」とする（教職員も同様とする。）。

(2) 臨時休業について

児童生徒及び教職員の感染が判明した場合には、学校内の多くが濃厚接触者となるため、当該校は臨時休業とする。

この場合、臨時休業の期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を臨時休業の期間の基準とする。

情 報 提 供
2020年 3月31日
福山市経済環境局経済部
産業振興課 藤井 三枝子
TEL084-928-1040 (内線 2285)

各報道機関 様

**新型コロナウイルス感染症の影響を受ける
事業者向け相談窓口を
市役所 1 階市民ホールに設置します
(セーフティネット保証認定申請など)**

**2020年4月8日(水)から
土曜日・日曜日も開設します**

開設時間 8:30~17:15

4月7日までは本庁舎7階産業振興課で受け付けています